

審 査 基 準 整 理 票

処分名	重要文化財の現状変更等の許可		
根拠法令名	文化財保護法		(条項) 第 4 3 条第 1 項
基準法令名			(条項)
所管部署	市民部文化財保護課		
標準処理期間	90日	法定処理期間	
【審査基準】	・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
【現状変更等の許可基準】	<ul style="list-style-type: none">・ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く)の現状変更等が、当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないこと。・ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取りが、指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがないこと。・ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取りが、歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度から見て妥当であること。		

参 考

【根拠法令】

文化財保護法

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。